『支援の届かない人々－貧困連鎖の中で生きる母と子どもたち－』

日本福祉大学
社会福祉学部　社会福祉学科
４年　12FF3662
長嶋淳司

目次

はじめに
１．一人親家庭からから見えてくるもの
１－１．ひとり親の発生要因
１－２．シングルマザーの生活状況
１－３．育児による自信喪失
１－４．シングルマザーが抱えるもの
２．母から子への貧困連鎖
２－１．ひとり親家庭の学歴格差
２－２．固定化される貧困層
２－３．社会的不平等が子どもに与える影響
３．機能しない支援策―追いやられるシングルマザーたち
３－１．最後の砦を利用しない母親たち
３－２．母子生活支援施設の減少
３－３．もうひとつのセーフティーネット
３－４．児童扶養手当の歴史的背景
３－５．機能しない社会保障
おわりに

はじめに

母子家庭というジャンルの中だけで現代社会にあるあらゆる貧困が枝分かれしている。女性の貧困問題から始まり、女性の労働問題、子どもの貧困問題、若者たちの貧困など母子家庭の貧困から連鎖するこの貧困の事態は無視することはできない。貧困が広がる中で現在の日本にはシングルマザーが１２４万人、シングルファザーで 22 万人いると言われ日本には 150 万人ものひとり親家庭が存在している。ひとり親家庭に授かる子どもが１人、２人として、子どもに換算してみると 100 万人はいてもおかしくない。また、シングルマザーには、「勝手に子供産んで、勝手に離婚して、自業自得だ」など世間からの目は冷たく悪いイメージをつけられがちだ。

このように社会問題が広がる中で山口氏は次のように述べている。社会状況の変化は、国民の格差拡大と低所得階層の増加を生じさせているが、一方で「自己責任」を基調とした思想的・政策的背景によって、具体的かつ効果的な施策もないままに放置されてきた(山口：2012)。このように日本は様々な貧困問題を抱えているのだが国民自身の問題として捉え、懸命な処置も実施されずに貧困問題の急速な悪化に対応できてない。貧困者を救うはずの生活保護ですら引き下げられる今、苦しい生活に追いやられる国民はどのような現状に立っているのだろうか。

ひとり親家庭の中で、うごめく貧困の連鎖をどう食い止めていけばいいのか考察していきたい。

１．一人親家庭からから見えてくるもの

１－１．ひとり親の発生要因

まずひとり親家庭になった要因はどのようなものがあるのだろうか。その経緯を辿るとひとり親の発生要因には①配偶者との死別、②別居または離婚、未婚の父または母、の３つがある。一昔前まではひとり親家庭になる最大の原因は死別であったが、現代の家庭は別居または離婚によるひとり親家庭の率が高くなってきている(四方 1994：205)。平成２３年度全国母子世帯等調査によると、母子世帯になった理由は、離婚が 80.8%、死別は 7.5%、非婚の母は 7.8%となっている（赤石 2014：3)。

図１は離婚の申し立ての理由の割合を示しており、離婚の理由として夫と妻共に一番多かったのが性格の不一致であった。次に妻の離婚理由として多いのが、「夫からの暴力」で４番目には「生活費を渡さない」５番目に「精神的な虐待」が挙げられている。離婚の主な理由の上位には５つのうち３つがＤＶ(ドメスティック・バイオレンス)関連の原因が妻からの申立てが比較的に占める割合が多い(図１参照)。夫との死別ではなく性別の母親は、「勝手に離婚した」と長年偏見と差別の対象であった。しかし、ＤＶが離婚の原因とし多いことから、実態をみていけば選択した結果をすべて自己責任に帰すことはできない(鳫 2013：42)。このように、自己責任では片づけきれない事実もあり、はじめにも述べていたがシングルマザーに対する悪いイメージを持つ人や自己責任を誇張する日本はこの事実に対して

どれくらいの理解があるのだろうか。

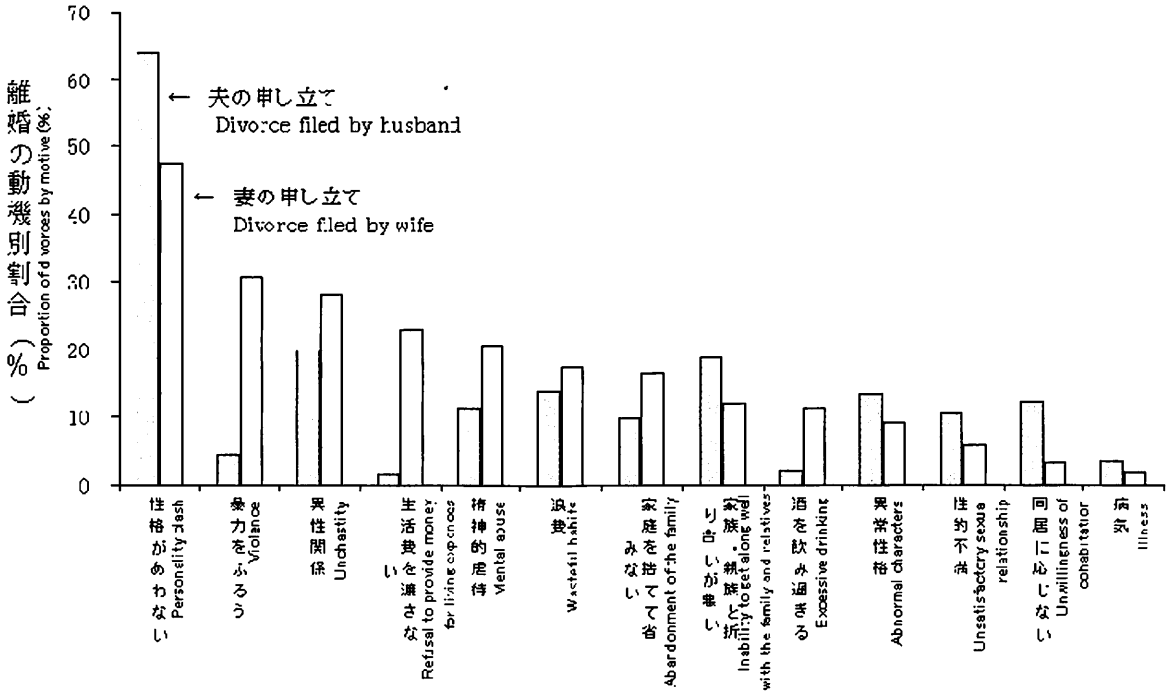

図１　離婚の申し立ての動機別割合　－平成 10 年最高裁判所事務総局
(出典)「司法統計年報」

１－２．シングルマザーの生活状況

ひとり親について最も指摘されるのが経済的困難の問題で、シングルマザーやシングルファザーと関係なしにこの経済的困難を抱えている家庭が多い。このことについてはさまざまな要因が考えられるが、①これまで比較的低所得の層に離婚が多かったこと、②小さい子どもの世話をしながらこなせる職業が限られていたこと、の２点が大きな要因であり、これは男女ともに共通している。まず、実際に子どものいる世帯のうちで、ひとり親世帯の率はどれくらいなのだろうか。同居親族がいない単独母子世帯の場合には約 7%、同居親族のいる母子世帯も含めると約 10%にもなり、地域によってはクラスの半分がひとり親の子どもであるというところもある(赤石 2013：6)。

シングルマザーの就業状況率は 80.6%でそのうち従業員として正規雇用につけている割合が 39.4%、アルバイトやパートの非正規雇用者が 47.4%、自営業が 2.6%、そして、平均年間収入は 223 万円となっている。シングルファザーの就業状況率は 91.3%、正規雇用者が 91.3%、非正規雇用者が 8.0%、自営業が 15.6%、平均年間収入は 380 万円となっている。平均年間収入からみて分かるように、シングルマザーの年収はシングルファザーとの差額が大きく開いており、そこから女性の労働問題が浮き彫りになってきている。日本の労働市場では女性の方が正規雇用者になりにくく、収入が少なく生活水準の低い母子家庭

の方が貧困に陥りやすい。また、非正規雇用率が高い女性たちは労働時間が限られてくる。そのため、シングルマザーなど子持ちの家庭ともなれば掛け持ちで仕事を始めなければならなくなり、一人で子育ても同時進行していかなければならない。

１－３．育児による自信喪失

シングルマザーの抱えるストレスや不安はどこからくるのか。その要因について考察していきたい。図２より、内閣府が行った「国民生活世論調査(2002 年度)」では、子育てを「楽しいと感じる」と答えた人の割合は 42.9%、「楽しいと同時に辛いと感じる」と答えた人の割合は 38.6%、「辛いと感じる」と答えた人は 6.5%であった。実際に子育ての辛さとはどんなところに感じているのか聞いたところ、「子どもの将来的に必要な教育費」を挙げた人が 43.9%、「子どもの相手は体力や根気がいる」が 34.5%、「自分の自由な時間がなくなる」が３１%であった(杉田 2004：105)。

つまり、子育てにお金がかかりすぎるということが、もっとも大きなシングルマザーの抱えるストレスや不安の要因だと考えられる。ちなみに、文部科学省の調査によると、子ども一人あたりの学習費(学用費、通学費、修学旅行代、給食費、習い事や塾、参考書代など)の総額は、公立の場合、年間平均で小学生 30 万円、中学生 46 万円、全日制の高校で 39 万円となっており、私立ならこの数倍の額になってくる(竹村 2012：6)。

このように経済的な要因に加え、子育てから一時も解放されることのない生活は、親のストレスを高め、子育てを楽しむゆとりを奪いかねないことを示唆した結果だといえる(杉田 2004：105)。

１－４．シングルマザーが抱えるもの

ひとり親家庭では平日や日中に仕事や子育てを抱えており、経済的な側面と育児面を支える母親には実質として休日はなく体にムチを打ち健康面を気遣う余裕などない。この問題をひとり親世帯(特に母子世帯)の生活の実態から考えてみると、2006 年度「全国母子世帯など調査報告」によれば父子家庭の６割が持ち家を所有するのに対し、母子世帯では母名義の住宅は約１割にすぎず、就労収入も父子世帯の二分の一にも満たない。また、年収も一般世帯の３割ほどである実態が指摘されている。さらに、４分の１ほどの母子世帯は無職であり、４割ほどの常用雇用者を除き、約半数の世帯が収入の問題から子どもの教育進学の悩みを抱えていることも多くの調査から明らかになっている(田中 2008：186)。

しかし、生活保護を使うにしても生活保護受給者に対する世間の目は冷たく、ヘイトスピーチをおこなうマスコミが多い。不正受給は決して正しい行為ではないが、不正受給をしている人は、生活保護を受けている全体の中でもわずか数%ほどだ。現状を理解しきれていない国民はマスコミに流され、生活保護受給者に悪いイメージになってしまってしいる。ただでさえ、過酷な生活をしている受給者にとってこのレッテルは大きな負担になり、母子支援政策においては、大きな障壁になってしまうのではないのだろうか。また、幼少期

にはひとり親世帯で特に母子家庭は育児時間を確保することが難しい。子どもが育てば経済的に子どもを我慢させなければならない場面が増えたりと、ひとり親では精神的にも、肉体的にも抱えてしまうストレスはパートナーがいない分、不安定な状況に陥りやすいのではないのだろうか。

そのため、ひとり親家庭の暮らしは働き手がふたりいる家庭に比べると大変な点が多い。シングルマザーになるとその生活はハードな面が増え母子共に健康状態にも悪影響を及ぼしかねない。児童福祉法２条では「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と定め、保護者とともに、国・地方公共団体に児童の健全育成の責務があることを明確にしている(伊藤 2012：11)。果たして国と地方公共団体はこの責務をちゃんと守れているのだろうか。

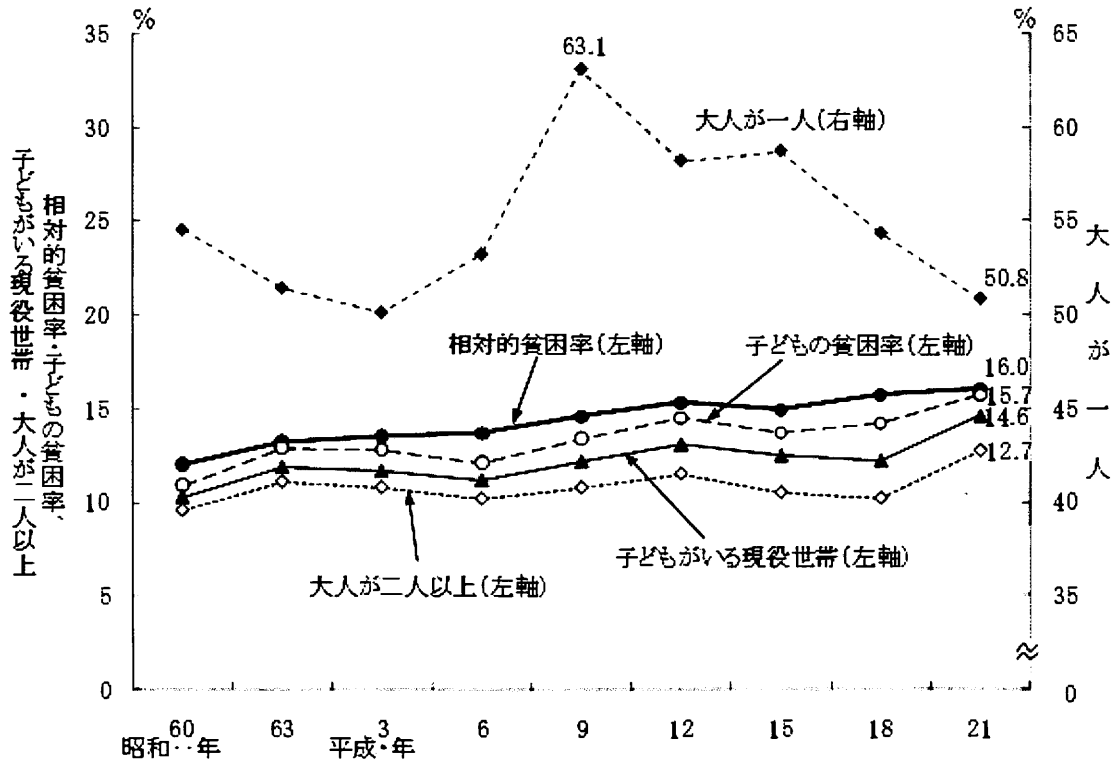

注：1) 平成６年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 貧困率は、ＯＥＣＤの作成基準に基づいて算出している。
3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

図２　家計者であり養育者であるにもかかわらず、自立が困難な女性の問題
（出典）厚生労働省「国民生活基礎調査」

２．母から子への貧困連鎖

２－１．ひとり親の学歴格差

一般的に教育格差が賃金格差拡大の大きな要因として考えられている。それは賃金の不平等は教育投資に左右されるといわれるほどである。格差の原理として社会的弱者が影響を受けやすいことから、ひとり親とその子どもの貧困連鎖の実態を考察していきたい。シングルマザーの学歴をみるとふたり親世帯の母親と比べて中学卒業の学歴が多いと指摘されている。2011 年全国母子世帯調査によると、シングルマザーの最終学歴が中学生の母親が 13.3%、高校が 48%であった(赤石 2014：18)。
ひとり親の最終学歴の差は生活の全般に影響を与えている。親の学歴が低い場合には、正社員の比率も低く、年収も低く、養育費も受けておらず、子どもの最終進学目標でも大学・大学院である比率が低くなる。最終学歴が中学卒業のシングルマザーの平均年間就労収入は 129 万円であるのに対し、大学・大学院卒の場合には 297 万円であり、二倍以上の差がある。最終学歴が中学卒業のシングルファザーの平均年間就労収入は 233 万円であるのに対して、大学・大学院卒の場合には 554 万円である。(赤石 2014：19)
わかりやすい例でいうと東京大学が実施している「学生生活実態調査の結果」によれば、2012 年の東大生の親の世帯年収入は約 60%が世帯年収 950 万円以上を上回っている。このように経済力と学力には強い関係性があることが見て取れる。この現実を見る限りやはり、就労や収入は学歴によってある程度は決められているようにみえる。

２－２．固定化されていく貧困層

これまでひとり親を中心に述べてきたがひとり親家庭で育つ子どもはどのような生活を歩んでいるのだろうか。平成 21 年度に厚生労働省が実施した各種世帯の所得状況の調査(図１参照)によると、その年の貧困線は 112 万円となっており、その貧困線以下の生活をしている世帯が全体の 16%、子どもの貧困率(17 歳以下)は 15.7%となっている。その中で大人が 2 人以上いる世帯の相対的貧困率が 12.7%であるのに対し、大人が 1 人の世帯の相対的貧困率は50.8%と,大人が2人以上いる世帯に比べて４０%以上も高い水準となっている。子どもの貧困化が深刻化し、2014 年に行われた厚生労働省の「国民生活基礎調査」では 16.3%もの子どもが貧困状況にあるとして過去最悪の結果となっている。発達段階で子どもは大きなハンデを背負い、中には十分な教育を受けられず、子どもはスタート地点で平等と呼べるポジションに立つことができず、経済格差や教育格差の影響をうけている。子どもの貧困化が進む中で、図２にあるようにひとり親だとさらに貧困になりやすいというデータもでてきている。

子どもの貧困は年代が小中高と上がるにつれて子どもは生きづらさを感じる。子どもが貧困である現状を理解することは難しいが遠足で弁当を持って行けなかったり、友人の誕生会にプレゼントを持っていけなかったりと、成長と共に人に気づかう場面も増えてくる。その原因を子どもはひとり親家庭にあると感じるようになり、自分の家を恥じるなど周りとの交流が減少し子どもはコミュニティーから離れて孤立していくことも考えられる。親が仕事で忙しければ家にいても孤立化してしまい、そのために子どものコミュニケーショ

ン能力は低下してしまう。つまり、子どもの貧困は経済的な貧困だけではなく、人間関係にも貧困という側面を持つようになる。
一見仕方がない問題にも考えられやすいが、子どもの時点で貧困になりやすい環境が決まっていて、スタート地点で格差が生じるこの問題は改善に取り組むべきである。子どもの貧困を放置することは、将来の活力を衰退させることにつながり、家庭の経済的事情で子どもたちが夢や目標を諦めなければならないということは、その子の進学や就職など未来を狭めることになるのではないのか。

２－３．社会的不平等が子どもに与える影響

援助を受ける子どもたちの人数、割合が増えている。1997 年度の約 78 万人から 2010 年度には 155 万人に増え、公立小中学校生徒数に占める割合も 6.6%から 15.3%と約１０年間で 10 倍ほど増加している。
子どもの受ける援助には生活保護の対象となる「要保護」と、就学援助制度の対象者となる「準要保護」とがあり、教育現場では特に準要保護という用語が使われることが多い(鳫 2013：34)。この生活保護と就学援助との関係は生活保護を受けている子どもが就学制度を利用せずに、先に生活保護から学費、交通費を支給させることになっている。

また、支援を必要とする子どもが増加する中で、子どもの健康や命にまで格差が生れてきている。国民健康保険の保険料を保護者が滞納し、保健証を返還させられ、医療機関の窓口で一旦全額負担となる「無保険」の中学生以下の子どもが全国に３万２千人以上いる。さらに貧困層は、所得税は低いが保険料はかなりの額を払っており、たとえば、国民健康保険料は低所得者でも非常に高い。国民年金保険料はどんな所得者でも同じ定額なので、低所得層に負担率が高くなる(中塚 2012：31)。こうなってくると、予防接種や診察、通院など医療機関に関わることですら足取りは重くなってしまうのではないだろうか。親の経済事情によって子どもの健康面に不安を感じてしまう日本では、まだまだ健康で文化的な生活を送れる環境が十分に整っていないと言えよう。

３．機能されない支援策―追いやられるシングルマザーたち

３－１．最後の砦を利用しない母親たち

生活保護とは、働いたり、社会保険を利用したり、手当や私的な扶養などを利用しても生活できないときに申請できる。受給できれば包括的な費用が支給されるが、「最後の砦」と言われるだけあって、生活保護を受けるまでにはハードルが高い。(赤石 2014：165) ひとり親、特に母子家庭は貧困で、生活保護を受給していることが多いと誤解されがちだが、実際のところひとり親家庭の受給率というのは少ない。2011 年の全国母子世帯調査によると母子家庭の母親で「受給している」と答えたひとが 14.4%、父子家庭の父親では８%であった(赤石 2013：160)。
本来生活保護を利用していてもおかしくないひとり親たちがハードルを感じているのは次

のような制度的な問題が、大きな要因となっている。第一に、ミーンズテストの問題が指摘されている。ミーンズテストとは、その人が本当に生活保護を受ける資格があるのかという見地から、資産調査を伴う資格検査のことを言い、日本ではこのミーンズテストの基準が、日本では非常に厳しい実態がある。たとえば、貯金がある程度あるとミーンズテストが通らなかったり、クーラーを買ったら生活保護の支給を打ち切られたなど様々な事例がある。

第二に、生活保護を申請するうえで手続きが非常に複雑な点がある。様々な書類を用意する必要しなければならず、手間や時間、または支給に至るまでにお金がかかってしまう。いま、まさに生活保護を受けたい人にとっては、結果として生活保護を受けるハードルを高くしてしまっている。

第三に、家族・親戚の中に支援できる能力のある人がいる場合、まず当局はそういう人たちに支援を求めることを申請するということも問題になっている。法律によって親族には支援義務があるのだが、実際問題家族や親族の援助には限界がある。家族の構成、親族とのつながりの程度にもよるのでこの原則を貫くことは厳しい。

第四に、働くことのできる世代の貧困者に対しては、まず働くことを強く勧めてくる実態がある。働き口の数が少ないことや、働き口があっても賃金の非常に安い仕事しかない、ということを当局は理解する必要があるだろう(橘木 2010：184)。以上のような要因がひとり親を最後の砦であるはずの生活保護から遠ざけてしまっており、本来守られなければならない人たちが蚊帳の外に立たされてしまっている現状につながっているのではないだろうか。

３－２．母子生活支援施設の減少

全国には母子生活支援施設と呼ばれる生活に困難な母子世帯に住むところを保障し、その他の生活支援をする施設がある。しかし、最盛期には全国で600以上もあった施設は2008年には280ほどまで減少している。また、同施設は母子世帯のなかでももっとも深刻な状況にある人が多く利用されていると言われている。しかし、昔は子どもが高校を卒業するまで居られた同施設が、いまは、二年で退所する目標をたてられているところが多い。母子家庭の状況が深刻になるなか、住居費が非常に安い同施設の入居希望があまりにも多く(施設の数があまりにも少ない)、「自立」した人を早く退所させ回転をよくしている。事実、平均施設入居期間は1年という数字が出ている(2006 年度全国母子生活支援施設実態調査)。「回転」はうまくいっているように見えるが、そのかげには、かなり無理な「就労支援」があるのではないだろうか(関 2009：17)。

４．ひとり親家庭の最後の砦

４－１．もうひとつのセーフティーネット

そもそも児童扶養手当とは、父親と生計を同じにしていない母子世帯に支給される手当

である。ただし、公的年金(老齢年金を除く)を受給している場合は対象にならないため、実質的には離婚・未婚などの生別母子世帯の対象となっている。また、児童扶養手当は公的扶助のように給付を受けるために資力調査(ミーンズテスト)をうける必要がない。政策的には、あらかじめ経済的困難に陥りやすい人々を想定しており、給付を行うことによって、これらの人々が貧困に陥ることを事前に予防するという防貧機能ある。現在この児童扶養手当は、子どもが18歳の3月まで、母親の収入に応じて、子ども1人の場合は約4万2,000円から1万程度が支給されている(下夷2008：9)。

1995年代の離婚の増加に伴い、児童扶養手当の受給者数は急増し、1995年度は60万3,534人、改革当時の2002年度には82万2,958人にもなっている。他方、生活保護を受給している母子世帯をみると、1995年度は5万2,373世帯、改革当時の2002年度は7万5,097世帯で、受世帯は児童扶養手当の10分の1以下である(下夷2008：38)。

4－2．児童扶養手当の歴史的背景

このように児童扶養手当に頼るシングルマザーが多くもうひとつのセーフティーネットと呼ばれても過言ではない。しかし、歴史的背景から見ていくと児童扶養手当は変動を繰り返しており、決して安定して頼れるものではない。

2001年、小泉首相が登場し、新自由主義政策は急進展した。「自己責任」が問われ、医療、介護、生活保護などが「見直され」「適正化」されるなか、児童扶養手当の「改悪」が行われた。この改悪案では、「児童扶養手当を受けた母は自ら進んで自立を図らなければならない」とある。さらに、別れた夫の養育費を取り立てるように強調され、養育費の80%を所得として取り扱うとされた(関2009：61)。

この法改正で最も重要な点は、児童扶養手当に受給期間が設けられ、受給期間5年を超えると手当が2分の1を超えない範囲で減額される、という規定が盛り込まれたことだ。つまり、2002年改革による政策展開のねらいは、児童扶養手当の削減による母子世帯への経済的ダメージを、母親の就労収入と父親からの養育費の増加によって緩和しようというものである(下夷2008：41)。

5．機能されない社会保障

賃金や収入が低くても、それを補う社会保障があれば、生活は改善される。働いて得られる賃金をベースにした当初所得で貧困率が高くても、税金や社会保障による再分配が行われれば状況は改善するはずである。税は所得の高い層から高い率で徴収し、所得の少ない層から低い率で徴収すれば所得再分配が行われる。しかし、日本の生活保障システムのなかで、社会保障は、あまり働いていないようだ(赤石2014：147)。

何よりも、消費税は、税政策として根本的な欠陥がある。日本の消費税は、食料品などの生活必需品にも課税されるため、税金を負担する能力のない人にも負担を課し、低所得者ほど負担が重くなる逆進性の強い税である。また、他の先進諸国に比べれば、日本の消

費税率がいわれているが、日本の消費税収が国税収入に占める割合は、25%の税率のスウェーデン、17.5%の税率のイギリスとほぼ同水準(22%前後)である。イギリスなどでは、食料品など生活必需品は、ゼロ課税や軽減税率であるのに対して、日本は、ほぼすべての費目に消費税がかかるため、５%の税率でも、国税収入に占める割合は、イギリスなどと同水準になっている(伊藤 2012：199)。スウェーデンのような福祉国家と劣ると劣らない高い消費税収が納められているのにもかかわらず、社会的弱者に届く支援がうまく機能していない実態を見過ごすわけにはいかない。

おわりに

卒論を通して、シングルマザーの実態をさまざまな面からみることができた。この論文の中で、シングルマザーがなぜ貧困に陥りやすいのかを考察してきたが、このテーマには今の日本社会にある複数の問題が重なっていることがわかった。

第１章で述べたように、シングルマザーのほとんどは働いているのにも関わらず、未だに女性の社会進出は難しく労働環境が整っていない。また、シングルマザーは、ちゃんとした職に就けていたとしても子どもの出産を機に一度労働社会から退くことが多い。出産後の職場復帰というと、日本ではまだ女性の労働環境が整備されておらず難しい。その結果、自分の生活に加えわが子を育てていかなければならない母親たちは、育児ともに両立して働けるパートなどの非正規雇用に就くことを余儀なくされる。しかし、非正規雇用に就けてもその上にワーキングプアという問題も重なり貧困から抜け出せないシングルマザーたちがいる。これが、いまの日本社会でのシングルマザーの立ち位置で中々貧困から抜け出すことが出来ない要因だ。

第２章では、ひとり親と子どもの受けている社会的不平等について、ひとり親家庭で育つ子どもは大学にまで進学する比率が低いことや、正社員になる比率も低く年収もふたり親家庭に育つ子どもよりも低いことがわかった。また、この社会的不平等は本来国民の生活を救うための保険が経済的に厳しいシングルマザーにとっては大きな負担になっていたり、保険を利用できない子どもの増加を生み出している。このことから子どもの頃の教育過程の違いが、後のひとり親家庭とふたり親家庭の経済力の差に繋がり、子どもの生命にまで関わってくることが考察できる。

第３章では、支援を必要とするシングルマザーの受け皿が機能していない日本の福祉政策について述べた。貧困から抜け出せない人たちの受け皿として国は生活保護を設けているが、この受け皿もうまく機能しているようにはみえない。まず、生活保護を受けるまでにはハードルが高い点があり、生活保護に頼れないシングルマザーたちがいる。近年ではこの生活保護にまで自己責任というレッテルが張られ、自らの意志で結婚し離婚に至ったシングルマザーに対しては、特に世間からのバッシングが強い。このようにあって無いような届かない支援が最後の砦と言われ生活困窮者はどこに救いをもとめればいいのだろう

か。
以上の条件によって、ひとり親家庭は貧困に陥りやすくなり、親から子に流れる貧困連鎖が打ちとめられない要因になっているのではないだろうか。このような女性と子どもが貧困に陥りやすい社会を変えるためには、女性の労働環境の平等化、非正規雇用者を減らすと同時にワーキングプアの解消、社会保障費の増額、ひとり親家庭支援策の拡充、子どもの貧困対策を見直していく必要がある。特に子どもの貧困対策として日本の教育制度を変えていくべきだ。日本の教育費負担は大きく、奨学金制度を利用したとしてもそこで借りたお金は第二種にもなると借りたお金に利子がついてくる。お金がない学生ほど借用する金額が増えるのでそれと比例し利子も増えることになる。日本の教育体制を変え誰もが平等に教育を受けることができるように徹底した平等主義を掲げるべきだ。

《参考文献》
山口道宏(2012)『無縁介護: 単身高齢者社会の老い・孤立・貧困』現代書館
田中千津子 (2008) 『なぜ、今「子育ち支援」なのか―子どもおとなと大人が育ちあうしくみと空間づくり』 学文社
中塚久美子 竹村正治 (2012)『貧困のなかでおとなになる』 かもがわ出版
石井昭男 (2007) 『ジェンダー白書５―女性と経済』 赤石書店
石井昭男 鳫(がん)咲子 (2013) 『子どもの貧困と教育機会の不平等 就学援助・学校給食・母子家庭をめぐって』赤石書店
ベンジャミン・シュレジンガー 河田正勝 (1986) 『ひとり親家庭―1980 年代における北米の動向―』 社会福祉法人全国社会福祉協議会
赤石 知恵子 (2014) 『ひとり親家庭』
下夷(しもえびす)美幸 井村寿人(としひと) (2008) 『養育費政策にみる国家と家族』 勁草(けいそう)書房
杉田敬三 (2004) 『新・子どもの世界と福祉』 ミネルヴァ書房
四方寿雄 (1999) 『家族の崩壊』 ミネルヴァ書房
小林成彦 (2013) 『生活保護 VS 子どもの貧困』 ＰＨＰ研究所
山口道宏 (2012) 『無縁介護－単身高齢者の老い・孤立・貧困』
伊藤周平 (2012) 『子ども・子育て支援法と社会保障・税一体改革』 山吹書店
橘木俊詔 (2006) 『格差社会 何が問題なのか』 岩波書店
関千枝子 (2009) 『ルポ 母子家庭「母」の老後、「子」のこれから」』
下夷美幸 (2008) 『養育費政策にみる国家と家族』

離婚の申し立ての動機別割合 －平成 10 年
http://www1.mhlw.go.jp/toukei/rikon_8/images/zu12-2.gif
東大生の親の世帯年収 2012 年調査

http://www.nenshuu.net/sonota/contents/toudai.php